

ヒトトヒトホールディングス株式会社 定款

定 款

第 1 章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、ヒトトヒトホールディングス株式会社と称し、英文ではHITO-TO-HITO Holdings Co.,Ltd.と表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 子会社及びグループ会社の株式を保有、運用、管理することによる子会社及びグループ会社の事業活動の支配、指導及び管理
2. 子会社及びグループ会社の経営戦略の策定、管理
3. 不動産の売買、賃貸及び管理
4. 株式、社債等有価証券の取得、保有、売却及び運用
5. 企業に対する事業戦略・技術戦略に関するコンサルティング業務
6. 前各号に附帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第5条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会

3. 会計監査人

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、5,600万株とする。

第 7 条 (自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 8 条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第 9 条 (単元未満株式についての権利)

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを有する権利

第 10 条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第 11 条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は

取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（株主総会の招集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

第13条（定時株主総会の議決権の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（株主総会招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（株主総会の決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第18条 (株主総会の議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条 (取締役の員数)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は1名以上とする。

②当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。

第20条 (取締役の選任方法)

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第21条 (取締役の任期)

取締役(監査等委員であるものを除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。

④補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。

第 2 2 条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、取締役社長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第 2 3 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 2 4 条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 2 5 条 (取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

②当社は、会社法第 3 7 0 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第 2 6 条 (重要な業務執行の決定の委任)

取締役会は、会社法第 3 9 9 条の 1 3 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 2 7 条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項に

については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第28条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して定める。

第30条 (取締役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

第31条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第32条 (監査等委員会の招集)

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して招集通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 3 3 条 (監査等委員会の決議の方法)

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員のその過半数をもって行う。

第 3 4 条 (監査等委員会の議事録)

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

第 3 5 条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

第 3 6 条 (会計監査人の選任方法)

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 3 7 条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされていないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 3 8 条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 3 9 条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

第40条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第41条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第42条（配当金の除斥期間）

配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(改定履歴)

令和元年 7月18日 作成、認証

令和元年 8月26日 第7条変更

令和元年 12月1日 子会社を吸収合併し、取締役会及び監査役を設置したこと等に伴い全面改訂

令和2年4月1日 第1条(商号)変更

2023年6月29日 監査役会設置会社とするため第5条及び第28条変更、第30条の2~3追加

2025年4月1日 監査等委員会設置会社とするため、第5条、第19条、第20条、第21条、第23条、第26条、第28条、第29条、第30条、第31条変更、第25条の2追加、第30条の2~3、第33条削除

2025年10月31日 東京証券取引所への上場申請のため、全面改訂

変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、当社が振替株式(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式)を発行している会社となった日から効力を生ずる。

②本附則は、第1項で定める効力を生ずる日をもってこれを削除する。